

○輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付要綱

制定 平成 26 年 9 月 29 日告示第 63 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日告示第 45 号

令和 3 年 3 月 16 日告示第 29 号

令和 5 年 3 月 31 日告示第 55 号

(目的)

第1条 この告示は、市が金融機関等と連携しつつ、予算の範囲内において本市の区域内に民間事業者による新たな事業所の開設を促し、本市における事業機会及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の循環を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「事業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日

本標準産業分類に掲げるもののうち、次に掲げるもの

ア 製造業(自ら製造したものを個人へ販売する者に限る。)

イ 情報通信業

ウ 小売業(個人に対面販売する実店舗に限る。)

エ 宿泊業、飲食サービス業(宿泊又は飲食のサービスを提供する実店舗(バー、スナックバー、キャバレー及びナイトクラブを除く。)に限る。)

オ 理容業、美容業(理美容サービスを提供する場を有する実店舗に限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の振興に寄与すると市長が認めるもの

2 この告示において「新事業所」とは、事業で、市内に開設する新たな事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(第3項において「補助対象者」という。)は、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)のうち、新事業所に必要となる資金(運転資金その他必要な費用の全てを含む。以下同じ。)に充てるため、市内の金融機関からの融資(以

下「対象融資」という。)を受けるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業主
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社 (3) 当該補助金の申請時において、個人事業主又は会社の代表となる者ではないが、この告示による補助金の交付を受けた後、個人事業主又は会社の代表となる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 新事業所が市内での移転と認められる者
- (3) 新事業所の営業日数が1年間で200日に満たない見込みの者
- (4) 新事業所の開設に当たり、本市からこの告示による補助金以外の新事業所の開設支援を目的とした補助金を受ける者
- (5) 新事業所が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により、許可又は届出が必要である者
- (6) 新事業所の開設に当たり、法令等に基づき、許可等が必要であるにもかかわらず、その許可等を受けていない者
- (7) 新事業所における事業採算性が乏しいと認められる者
- (8) 反社会的な活動を行う者その他の社会通念に照らし補助することが不相当である者
- (9) 既に事業所(露店、行商、屋台及び立ち売りなど固定的な設備がないものも含む。)を市内に開設している者にあつては、新事業所の開設に当たり、申請者の配偶者及び2親等以内の親族を除く新たな正規雇用者(雇用保険に加入し、雇用期間の定めのない雇用契約を締結した者に限る。)のない者
- (10) 本市から補助金の交付を受けて開設した事業所があった場所で、新事業所を開設しようとする者(本市から補助金の交付を受けてから5年間の経過している場合を除く。)
- (11) 補助金の申請時における年齢(会社の場合は、会社を代表し申請を行う者の年齢)が65歳以上の者
- (12) 本市が所有する土地又は建物において新事業所を開設しようとする者
- (13) 新事業所の営業時間内に従業員が常駐していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者以外の者が有する商号を掲げ、新事業所を開設しようとする者は、補助金を交付しないものとする。ただし、個

人事業主にあっては、市内に長年にわたり住所を有する者(会社にあつては、市内に事業所を有するものに限る。)であつて、本市の振興に寄与すると市長が認める新事業所の場合は、この限りでない。

(対象融資)

第4条 対象融資は、輪島市中小企業経営安定資金融資制度要綱(令和3年輪島市告示第30号)に基づく融資を除き、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新事業所の開設前に借り入れるもの
- (2) 証書貸付けの方法によるもの
- (3) 本市から利息に対する補助がないもの
- (4) 新事業所の開設から起算して、貸付期間が3年間を超える長期のもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、新事業所の開設に要する経費(新事業所が住居を兼ねる場合は、住居に供する部分の経費を除く。)のうち、別表に掲げる補助対象経費の和の2分の1に相当する額又は対象融資と同額のいずれか少ない額(その額が300万円を超えるときは、300万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、新事業所を開設するに当たり、本市からこの告示による補助金以外の補助金の交付を受ける場合は、この告示による補助金以外の補助金の対象とされた経費は、前項の新事業所の開設に要する経費から除くものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新事業所の開設前に輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 新事業所開設に係る見積書
- (2) 金融機関への融資申込内容がわかる書類
- (3) 金融機関に提出した事業計画等の資料
- (4) 整備する新事業所の図面
- (5) 直近の貸借対照表及び損益計算書(会社の場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び調査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができるものとする。

(変更又は廃止の申請)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、やむを得ない理由により申請内容を変更し、又は廃止しようとするときは、輪島市起業・新規出店支援事業変更(廃止)申請書(様式第3号)に関係書類を添付し、市長に申請するものとする。ただし、内容を変更する場合において、補助金の交付目的に即さないものではない軽微な変更で、かつ、補助金の交付決定額の変更を伴わないものは、この限りでない。

2 前項の申請があったときは、前条の規定を準用する。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)の末日までに、輪島市起業・新規出店支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の新事業所の整備に係る支払を証明する書類
- (2) 購入した備品等がわかる書類
- (3) 対象融資の金銭消費貸借契約証書の写し
- (4) 新事業所の様子・購入した備品等がわかる写真
- (5) 新たに雇用した者の雇用保険への加入がわかる書類(正規雇用者が要件の者に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出を受けた時は、第7条の規定を準用する。

3 第1項の実績報告書の内容が適当であると認められた者は、輪島市起業・新規出店支援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定取消し)

第10条 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の申請に虚偽その他の不正があったとき。
- (2) 新事業所の開設から5年以内に対象融資を繰上償還したとき。
- (3) 新事業所の開設から5年以内に第2条第1項に規定する事業以外の事業に変更するとき。
- (4) 新事業所の開設から5年以内に事業を廃止するとき。
- (5) 事業所の開設から5年以内に第3条第2項第9号に規定する正規雇用者を継続して雇用できなくなったとき。
- (6) 新事業所の備品等を耐用年数内に処分するとき。
- (7) 新事業所の開設から5年以内に市税を滞納したとき。
- (8) 新事業所の営業日数が開業から5年以内に1年間で200日に満たなくなったとき。
- (9) 反社会的な活動その他の社会通念に照らして不適当な活動を行ったとき。
- (10) 第7条第2項の規定により付した条件に反したとき。

2 交付決定者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第45号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月16日告示第29号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定が行われた事業について適用し、同日前に交付決定が行われた事業については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月31日告示第55号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定が行われた事業について適用し、同日前に交付決定が行われた事業については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

経費	説明
設計費	新事業所開設のための設計費
工事費	1 新事業所開設のための建物新築工事費 2 新事業所開設のための既存建物改修工事費
建物購入費	1 新事業所開設のための建物の購入費 2 土地の取得に係る費用を除く。
備品・設備購入費	新事業所に必要な備品・設備購入費であって次のとおりとする。 1 新事業所での事業事務又は接客のために必要なものであって、新事業所内に据置と判断できるものに限る。 2 汎用性が高く、持ち運びが可能で補助対象事業以外にも使用可能なもの（パソコン、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等）を除く。 3 文房具、用紙、清掃用品等で耐用年数が1年未満のものを除く。 4 取得価格が1つにつき、5,000円未満(消費税及び地方消費税を除く。)のものを除く。